

## 平成24年 教育委員会第11回定例会 会議録

日 時 平成24年6月26日（火） 午後3時45分～午後4時37分  
場 所 教育委員会室

### 議事日程

#### 第 1 議案

##### 【指導課】

- (1) 『議案第26号』千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則

#### 第 2 報告

##### 【子ども総務課】

- (1) 平成24年第2回区議会定例会報告
- (2) 平成24年教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施実施方針（案）

##### 【学務課】

- (1) 千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱の応募資格の一部改正について

##### 【指導課】

- (1) 平成24年度 校（園）長選考等受験申込状況
- (2) 区立中学校における個人情報の紛失について

#### 第 3 選挙

##### 【子ども総務課】

- (1) 教育委員長選挙 教育委員長職務代理者の指定

#### 第 4 その他

### 出席委員（5名）

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育委員	近藤 明義
教育長	山崎 芳明

### 出席職員（9名）

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	木村 博子
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎

子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	佐藤 興二

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	鶴田 優子

市川委員長

それでは、開会に先立ちまして、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することといたしますので、ご了承いただきたいと思ひます。  
 それでは、ただいまから平成24年教育委員会第11回定例会を開会します。  
 本日は、欠席はございません。  
 今回の署名委員は、古川委員をお願いいたします。

◎日程第1 議案

指導課

(1) 『議案第26号』千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則

市川委員長

それでは、日程の第1、議案に入ります。

議案第26号、千代田区立九段中等教育学校特別職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則について、指導課長から説明をお願いいたします。

指導課長

議案第26号についてご説明申し上げます。

こちらは、千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則でございます。改正前と改正後がございます。これらを見ながらお聞きいただければと思ひます。

今回は、改正理由にございますように、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行により、外国人登録制度が廃止されました。そこで、改正前に記載がありました下線部分、「又は外国人登録法第5条第1項の外国人登録証明書若しくは第4条の3第2項の登録原票記載事項証明書」を提出するものとなっておりますけれども、今回の法改正により、改正後にありますように、この下線部は一切削除とするものでございます。

以上です。

市川委員長

ということでございますが、何かご発言がありましたらお願いをいたします。

特によろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

市川委員長

それでは、議案第26号について採決をしたいと思ひます。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、案のとおり決定をしたいと思います。

## ◎日程第2 報告

### 子ども総務課

- (1) 平成24年第2回区議会定例会報告
- (2) 平成24年教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施  
実施方針(案)

### 学務課

- (1) 千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱の応募資格の  
一部改正について

### 指導課

- (1) 平成24年度 校(園)長選考等受験申込状況
- (2) 区立中学校における個人情報の紛失について

市川委員長

次は、今回は報告が多いようでございまして、5件ほどあるようでございます。

初めに、子ども総務課長から報告をお願いします。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課から2件の報告をさせていただきます。まとめてさせていただきますと存じますので、よろしく願いいたします。

まず、(1)平成24年第2回区議会定例会の報告でございます。こちらは、第2回区議会定例会におけます代表質問と一般質問について、質問に対する私どもの答弁の趣旨について、16ページ資料がございます。資料を見ながら説明させていただきます。

まず、代表質問でございます。こちらは4党派、新しい千代田の安岡議員、共産党の飯島議員、公明党の山田議員、民主党の小枝議員からございました。一般質問は、寺沢議員、河合議員、中村議員、永田議員の4名の方、合計で8名の方から教育委員会に関する質問がありました。

それでは、代表質問からご紹介申し上げます。

安岡議員からの質問の趣旨と答弁につきましては、資料1ページから3ページに記載しております。質問要旨にもありますが、1点目の学校教育については、保護者等からの理不尽な要求への対応について、そして困難な事例が発生した場合の学校と教育委員会事務局との連携についてはどうなのか、保護者に対する「親育て教育」というものについての認識、本区において学級崩壊があるのか、これまでの療育事業の取り組みについてどのような発展と効果があったか、そして発達支援の現場同士の連携はどのようになっているかといったところが質問の要旨でございました。

それぞれの質問に関しまして、教育長からは、発達障害に対する支援についての取り組みをご説明申し上げます。

2ページ目、子ども・教育部長から困難な事例に対する対応、保護者に対する親育て教育、そして学級崩壊の現状ということで、とりわけ学級崩壊でございますが、本区におきましてはそういう事例はないと明快にお答えしました。

そして、教育長答弁を補足いたしまして、次世代育成担当部長から、発達障害に関して、療育事業の取り組みについて答弁いたしました。

次に、3ページから4ページにかけては、飯島議員からの質問でございます。こちらは教育における競争と強制についての見解、少人数学級編制について、私費負担の軽減についての質問がありました。競争と強制について、少人数学級編制についての見解につきましては教育長から答弁を、私費負担の軽減につきましては子ども・教育部長から答弁いたしました。

続きまして、5ページから7ページにかけてですが、山田議員から質問がございまして、高等教育につながる一般教養教育についての見解、遊び場確保の取り組み、いじめへの対応、そして怒鳴らない子育てについての質問がございました。

教育長はこの一般教養教育についての見解をご答弁申し上げ、子ども・教育部長からは遊び場確保の取り組みといじめへの対応についてご答弁申し上げ、怒鳴らない子育てにつきましては次世代育成担当部長からご答弁申し上げます。

8ページ、9ページにかけてでございますが、小枝議員からは障がい児教育環境の整備についての質問がありました。こちらは、送迎バスのあり方につきましては子ども・教育部長から、子ども発達センターの取り組みにつきましては次世代担当部長から、それぞれ答弁をしたところでございます。

9ページ、10ページにかけては、寺沢議員からの質問でございます。

こちらは、小学校入学時の保護者負担軽減、就学援助についての質問がありました。これらにつきましては、子ども・教育部長から答弁いたしました。

続きまして、河合議員から、学校事務のあり方と事務職員のあり方について、そして脱法ドラッグについての質問がございまして、脱法ドラッグは（参考）となっており、教育委員会での答弁ではございませんでしたが、青少年の健全育成や学校教育に大いにかかわる部分があるため、こちらの見解につきましても、あわせて、13ページ、14ページで掲載いたしました。

続きまして、中村議員からは、大地震発生後、エレベーターがとまった場合のエレベーターから避難する際の訓練教育をどうするのかといった質問がございまして、子ども・教育部長から答弁いたしました。14ページに記載がございました。

最後に、永田議員から、通学路の交通安全対策についての質問がございました。この件につきましては、区長から総括的な取組方針をお答えし、都市基盤整備担当部長から道路管理者の立場から答弁申し上げ、子ども・教育部長からはこれまでの取り組みと今後の方向性についての答弁をしたところで

ございます。

答弁内容につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

以上が区議会定例会の報告でございます。

続きまして、(2)平成24年度教育に関する事務の管理・執行状況の点検評価についての報告でございます。

こちら資料がございます。昨年は8月に本定例会でご報告申し上げましたけれども、今般の教育に関する事務の管理、点検評価につきましては、特定のテーマに絞った議論が進むように、共育マスタープランに掲げました7つの施策の基本的方向に連なる事業施策を3カ年間で大きく見ていこうということを取り組んだところでございます。

平成23年度につきましては、基本的方向の2「子育てに喜びとゆとりをもてるよう親と家庭を支援する」、基本的方向の6「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」というテーマに連なります施策についての点検をいたしました。

平成24年度につきましては、基本的方向1にございます、「子どもがのびのびと健やかに育つように支援する」、基本的方向3「安心して子育てできるまちをつくる」、基本的方向5「社会全体で子育てや教育の向上に取り組む」、基本的方向6「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」の4つの基本的方向に定めます施策について点検をしたいと考えております。

なお、この基本的方向6は、基本的にこれは学校教育にかかわる分野でございますので、こちらにつきましては、事務事業が変わっても、3年間通しで、さまざまな形で点検評価をしてまいりたいと考えております。

点検評価の方法につきましては、平成23年度と同じ方法を用いながら進めてまいりたいと思っております。

それから、スケジュールでございます。本日の定例会で協議とありますが、まず報告申し上げ、実は、第1回目の点検評価の外部委員との会議、7月9日に予定しております。今日の会議で全てということではございません。報告にあります対象施策に加えて、委員からご提案のありました施策につきましても、さらに追加しながら点検してまいりたいと考えております。

資料をおめくりいただきますと、今申し上げました平成24年度に点検評価をしようと考えております対象施策について記載しております。所管課が右側に書いてあります。今年は子ども総務課の事業と児童・家庭支援センター、そして指導課の事業が対象になると考えております。

さらにおめくりいただきますと、ただいま申し上げました今後の実施スケジュールについての予定でございます。今年度は5回の有識者会議を予定しております。できれば、平成24年の年内にはおおよそのまとめたたいなと考えているところでございます。

報告は2点、以上でございます。

ご苦労さまです。

市川委員長

報告2件、終わりましたけれども、何かご意見等ございましたらご発言をお願いします。

古川委員 教えていただきたいのですが、点検の項目の番号で言うと5番なんですが、「青少年委員活動」とあるのですが、青少年委員の主催の様々な活動について、教育委員会で評価していくということでしょうか。

子ども総務課長 青少年委員活動のどのような分野を評価するかということですよ。青少年活動については、前々から行っている活動でございます。その中で、やはり野外活動についてだけをターゲットにするのではなくて、それも含めた形で事業総体について紹介しながら、自己点検・評価したものについて外部委員から意見をいただくということをございまして、個別の、端的に申しあげまして、ひがた探検がどうだとか、ポニー乗馬がどうだとか、そういうことではなくて、青少年委員活動全体について、教育委員会としてどういう自己点検をしているかということを考えていきたいと考えております。

古川委員 ありがとうございます。

市川委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

中川委員 「有識者」会議といいますが、この有識者はどのような方なんでしょうか。

子ども総務課長 昨年と同様の委員でございまして、千葉大学教育学部の明石教授と、上智大学総合人間科学部の湯川教授、明治大学文学部の高野先生です。

中川委員 わかりました。

それで、後で申し上げようと思ったんですけども、縦割り行政の弊害といえますか、文化スポーツ課で行っている活動と、例えば青少年委員会など、教育委員会でやっている活動と、子どもを対象にした活動というのはいろいろありますが、教育委員会でやっているものについてはこれでいいと思うんですけど、文化スポーツ課で行っているものと教育委員会でやっているものがバッティングしたりすることが多いんですよ。だから、そういうことに対して、目標は同じだと思うんですけども、それをどう考えたらいいのかなと思います。

市川委員長 要するに、有識者会議の色々な意見というのは、教育委員会が定めることになると、色々な部分から、内々で内々のことを評価するようなことになって、よろしくないだろうというところから始まっている。そういう観点からしても、有識者のいろんなご意見を承ってやったらどうかというのが趣旨なんだね。

だから、中川委員がおっしゃるように、事務局が何を選ぶかというところからは、1つ、問題があるのかもしれませんが。ただ、これは毎年決めるわけではなくて、あらかじめ項目を決めておいて、それでこの年からこの年まではこういうことをやりましょうということなんですよ。そういうような点について、もう少しきちんと課長なり部長のほうから説明をしていただければよろしいですよ。

中川委員  
子ども・教育部長

はい。

この点検・評価につきましては、本来ですと、教育委員が、教育委員会として最終決定をし、有識者の意見を聞いてということになっています。昨年度、この点検評価につきましては、3年経過したということで見直しを行いました。そして、昨年度に、今後3年間は、共育マスタープランにおける7つの方向性を対象とこととし、2項目ぐらいつつを抽出し点検・評価を実施する計画としました。

ただし、本年度につきましては、基本的方向性6が非常に事業が多いものですから、基本的方向6は毎年対象とすることとし、昨年は基本的方向2を中心にやりましたので、今回は基本的方向1を中心に進めていこうということで、項目を定めさせていただいております。

市川委員長  
子ども・教育部長  
市川委員長

要するに、そういうふうにしてずっとやってきているんですね

はい。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

では、もしよろしければ、次に、学務課長から、千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱の応募資格の一部改正について、報告をお願いします。

学務課長

それでは、学務課資料に基づいて、千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱の応募資格の一部改正について説明いたします。

この要綱につきましては、毎年、九段中等教育学校と学務課で協議を行い、毎年作成しているものであります。

改正内容としてですが、区分Aの応募者のうち、千代田区に住所を有する者の基準日を、前年の10月1日から前年の4月1日に改めるものです。

改正理由としましては、区立九段中等教育学校の受験にあたり、競争倍率の低い区分Aでの有利な合格を狙って10月1日の基準日の直前に住民登録をし、入学後1年未満で千代田区から転出し、前住所地へ引っ越す方がいらっしました。千代田区への住民登録期間を入学前の1年間以上とすることにより、安易な住所変更による受験を防止するために4月1日とすることとします。

なお、この改正は、平成26年度の入学者から適用としますが、今年度の要綱の中でうたっておき、周知を図ることとします。

今年も、昨年9月に江東区から千代田区のワンルームマンションに一家4人で転出し、今年の入学後、5月に元の住所に半年ぐらいで転居した方がいました。この方につきましては、学校から保護者に事情を聞いた上、その後、教育委員会が保護者とお話をし、6月の末には地元の学校に転校することとなりました。

また、そのほかにも、文京区に住んでいるのに区分Aで受験した人がいるという通報がありまして、この通報者の方は、通報した方も名前を名乗って、ちゃんと調べてくださいということだったので、その後、学務課で調査

を行ったんですが、この方につきましては、文京区と千代田区に両方に家を持っているということで、最終的には、千代田区から通学をしていただきたいということをはっきりと申しました。

また、この時期には、区分Aについて、匿名で、あの人がおかしい、あの人がこうだというようなことがかなり学務課のほうにも連絡がありまして、そういう匿名の件については、ある程度のことにはしますけれども、その後どういふふうにと調査をしていません。今回の、特に、先ほど一番最初に言った事例の、昨年9月に、転居してきて、ワンルームのマンションに一家で住んでいて、5月には、学校にも教育委員会にも、何も相談もなく転居してしまって、その後、発覚したということで、学校で事情を聞いたところ、お父さんはもう、要綱に書いてあることは全部わかっています、確かにそういう考えで、A区分だったら楽に入学ができるということで転居したということは言っていました。最終的に、教育委員会として、子どものことを考えて、9月末までにとということになりました。

説明は以上です。

市川委員長  
教 育 長

説明は終わりましたが、何かご発言があればどうぞ。

補足で説明します。実際、4月1日にすることで6カ月早まるわけですけど、こんなことをしなくても、要綱では、千代田区から転居した場合は、もうその資格はないですよと書いてあります。しかし、やっぱり一度入ってしまうと、お子さんのことですから、いろいろ問題が出てくるので、できるだけそれを防ごうということです。

市川委員長

切りがない話だね。1年前にしたら、1年たったらすぐに住所を戻してしまうとか。制度上、あまり深く決めることができないからね。ある程度状況を見ながらでないと。そういうジレンマがありますな。

学 務 課 長

それから、住所をこうやって移しただけでも全然大丈夫ですよ、転学させられませんよというようなことがネットで流れているんですね。今回、こういうことをやれば、これもまた、逆にネットで流れるので、厳しくなることも出てくるのかなと思います。

古 川 委 員

九段中等教育学校の説明会に行ったことがありまして、そのときにA区分の説明会で、入学してからこの期間は引っ越しをしては困りますという話があったような気がするんですが、そういうのはありますか。

学 務 課 長

今回こういう事例もあったので、7月6日に、九段中等教育学校でA区分の方に説明会があるんですが、学務課の職員も出席して、この事例の件は言います。今までですと、そこら辺は学校では余り強く言っていなかったんですね。去年の要綱から、引き続き6年間千代田区に居住することということが入っているんですね。それまでは要綱に記載がなかったので、学校の説明会でも強くは言っていなかったと思います。今年の説明会で、学務課からも行って、その説明をすることになっています。

古 川 委 員  
学 務 課 長

A区分でしたら、6年間、千代田区から通えるということですか。

はい。基本的にはそういう形ですね。

近藤委員 入学して、例えば1カ月後で転居をしたから、住所は移るけれども、他区から通いたいとかというのは、確かに非常に難しいというか、ある意味で、レベルの低い決めごとですよ。レベルの低い決めごとだけど、でも、それを決めざるを得ないと思います。最初は、決めごとだったらできるだけ早く、もう来年度からやっつけてしまえばいいじゃないかと思ったのですが、手続き上等の関係で、平成25年度ではなく平成26年度施行ですよ。やむを得ないのかなと思います。

もうそこまで言って、さらにそういうことがあるということであれば、公立の学校というとならえをすれば、住所が動いたら、基本的に学校も動くというのは当然のことだから、今後は、新しい住所のところへ移ってくださいということを、これから強く出していくべきなんじゃないでしょうか。

学務課長 今、近藤委員から言われましたことは、徐々にですが、学務課と九段中等教育学校で入学の要綱について直していき、適正な就学を目指していきたいと思っています。

市川委員長 よろしゅうございますか。よろしいですか。

(了 承)

市川委員長 それでは、平成24年度の校長、園長の選考等受験の申込状況、それから、もう一つは報告ですね。

指導課長 2件報告をさせていただきます。

まず、1点目は、平成24年度校(園)長選考等受験申込状況についてでございます。

これは、例年ご報告申し上げているもので、平成24年度の申込状況についてご報告するものでございます。

お手元の資料をご覧ください。この表の見方ですが、幼稚園のところをご覧くださいますと、園長ですが、平成24年度有資格者数が2名、平成24年度申込状況が2名で、平成23年度の申込状況と合格者数は、比較をする意味で載せております。順に行きますと、副園長が、平成24年度有資格者数が8名のうち、申込状況が2名でございます。

小学校におきましては、校長が有資格者数5名に対して5名の申込状況でございます。教育管理職A、いわゆる指導主事になる選考でございますが、25名の有資格者数のうち1名の申込状況でございます。続きまして、教育管理職Bは、副校長になるための選考でございます。11名有資格者数のうち2名の申込状況でございます。教育管理職Cは、自区の副校長に昇任するための選考でございます。有資格者数、申込状況ともに0名でございます。教育管理職の合計は、36名の有資格者数のうち3名が申し込みをしております。

続きまして、中学校でございます。中学校は、校長については、有資格者数1名に対して申し込みは0名でございます。教育管理職Aにつきましては、有資格者数5名に対して0名でございます。教育管理職Bにつきましては、1名の有資格者数のうち1名申し込んでいる状況です。教育管理職Cにつきましては0名でございます。教育管理職の合計6名に対して1名でござ

います。

中等教育学校につきましては、校長および教育管理職Bいずれも申込状況は0名となっております。

なお、下段に選考内容及び日程につきましても記載しております。これも例年どおりでございますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上です。

続きまして、ステープラーどめの資料になります区立中学校における個人情報紛失についてでございます。

6月15日（金）に明らかになりました、麴町中学校の生徒1クラス（33人）分の住所・氏名等が記載された資料が紛失したことについてのご説明でございます。

こちらの資料は、6月20日にプレス公表した内容と同じものでございます。

まず1点目、事故の概要です。紛失した資料は、当該学校の1年生に入学した際に保護者に作成していただくもので、学校が回収し保管していたものです。資料には、生徒の氏名・住所・電話番号のほか、通学経路や非常災害時の連絡先などの個人情報が記載されていたものでございます。

5月21日（月）に、副校長が生徒の保護者へ連絡をするため、この資料を利用しようとしたところ、所定の保管場所——残念ながら施錠はされていませんでした、にないことがわかりました。この間、学校は、校長・副校長による教職員からの聞き取りを行うとともに、教職員で校内調査を行ってきました。残念ながら、6月20日現在も発見できておりません。

教育委員会の対応といたしましては、今後も引き続き調査を行うというものです。

3番目には、部長のコメントが載せております。

公表後なんですけれども、学校は、6月20日に保護者会を開催いたしました。この保護者会で説明と謝罪を行っております。この際、特に保護者から糾弾するような質問あるいは説明を求めるようなものはございませんでした。質問については、幾つか再発防止策はどのようなかというようなことだとか、外への持ち出しはなかったのかというようなことが聞かれましたが、外への持ち出しの可能性はないとお答えしました。

なお、教育委員会の対応といたしましては、写しの文章で、「学校（園）における個人情報の適正な管理について」という通知文とあわせて、臨時の校園長会を開催しました。通知文に基づきまして、教育委員会から各校・園長に、改めて個人情報の適正な管理について指導をいたしました。

通知文の要点ですが、大きく3点ございます。

1点目は、個人情報は、それぞれの区の規定、条例並びに規則にそれぞれ記載されていますけれども、関係通知等に基づいて、適性に管理をしてほしいということです。特に、個人情報、公文書等については、施錠された保管庫に保存・管理し、日常的な点検を行うことで、管理職のみならず、やはり

学校の教職員全ての方に周知・徹底していただきたいというものでございます。

2点目は、こういう個人情報が紛失するということは、組織的な対応のもとで変わりますけれども、所属職員の意識も十分に考えられますので、重要な個人情報が記載されていることを十分自覚させ、また、学校という現場は、個人情報をたくさん取り扱うところだということを認識してほしいと、その上で、細心の注意を払うようにしていただきたいと指導をしました。

3点目は、学校から外部へ発信する情報も多岐にわたっているんですが、その際にも、個人情報が適性に管理されているのかどうか、あるいは、必要な管理規定を定めるなどの対策をとって、慎重な対応を行うよう校園長に指導の徹底を図ったところでございます。

説明は以上でございます。

市川委員長

説明が終わりましたが、何かご発言があればどうぞ。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

### ◎日程第3 選挙

#### 子ども総務課

#### (1) 教育委員長選挙 教育委員長職務代理者の指定

市川委員長

それでは、日程の第3、選挙でございます。

子ども総務課長から説明をしてください。

子ども総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項に、「教育委員長の任期は1年とする。ただし、再選することができる。」と規定されております。

市川委員長は、平成24年6月29日までが委員長としての任期になっております。今般、その任期が到来いたしますので、委員長の選挙をお願いいたします。

なお、新委員長の任期は、平成24年6月30日から1年間となります。

委員長の選任方法は、千代田区教育委員会会議規則第6条により単記無記名投票と規定されておりますので、この方法により行います。

投票事務及び開票事務は、子ども総務課鶴田主事が行います。

それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

子ども総務課長

それでは、鶴田主事から開票結果の発表を申し上げます。

子ども総務課主事

委員長選挙の開票結果を報告いたします。

中川委員2票、古川委員1票、市川委員1票、近藤委員1票でございます。

子ども総務課長

委員長には中川委員が選出されました。

委員長の任期は、平成24年6月30日から平成25年6月29日までとなります。

す。

続きまして、委員長職務代理者の指定を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に、「教育委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」と規定されております。

また、先ほど新委員長が選出されましたことから、改めまして委員長職務代理者の指定をするものでございます。

指定の方法は、千代田区教育委員会会議規則第7条により単記無記名投票で行います。

投票事務及び開票事務は、子ども総務課鶴田主事が行います。

それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

子ども総務課長 それでは、鶴田主事から開票結果の発表をお願いいたします。

子ども総務課主事 委員長職務代理者選挙の開票結果を報告いたします。

近藤委員3票、古川委員2票でございます。

子ども総務課長 近藤明義委員を委員長職務代理者に指定いたします。

委員長職務代理者の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項には特に定められておりません。したがって、任期は、今までの運用によりまして、次の委員長選挙が行われる日まででございます。

それでは、新委員長に就任あいさつをお願いいたします。

中川委員 私の頭の中には、教育委員としての職務の中に委員長という職務はなかったものですから、少し戸惑っております。委員長になりましたからには、先輩の先生方のご指導をいただき、また教育委員会の皆様のご支援をいただき、何とか務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

子ども総務課長 続きまして、新委員長職務代理者に就任されました近藤明義委員より就任あいさつをお願いいたします。

近藤委員 今までどおり、よろしくをお願いいたします。

市川委員長 委員長選挙等は、無事終了いたしました。

#### ◎日程第4 その他

市川委員長 それでは、教育委員から何かほかの件でございましたらどうぞ。

中川委員 先ほど申し上げかけたんですけども、文化スポーツ課と生涯学習館が子どものために色々行事をやいます。年度当初に教育委員会と調整はしていると思うんですが、その後、行事が重複してしまう場合があって、そうすると、どちらに出席した方がいいのかということになってしまいます。来年度に向けての課題だと思っておりますが、今子どもに対して、文化スポーツ課と教育委員会で色々な行事がありますが、もう少しきちんと統一した方がいいんじゃないかなと思います。

市川委員長  
中川委員

それは、新しい委員長さんの元で、保留いただけませんか。  
来年度の予定を立てるときに、そうしてもいいんじゃないかなと思って  
おります。

子ども総務課長

文化スポーツ課には情報提供していないかもしれませんが、1年間の  
学校行事一覧というのがございまして、学校行事全てが1年前に決まってお  
ります。それについて、子ども・教育部内では重ならないように調整はして  
おります。今後は、文化スポーツ課、そして九段生涯学習館にも支障のない  
範囲でお伝えしたいと思うんですが、結局どこかで重なってしまうところ  
が出てくるのが現実というぐらい、学校行事が相当あるのではないかなと思  
います。

市川委員長  
子ども総務課長

ほかにございますか。  
本日の選挙の結果で、市川委員長が退任されるに当たりまして、一言ち  
ょうだいできればと思います。

市川委員長

私は、3期ほどやったでしょうか。  
ただ、幾つか極めて重要なことをやり残しているなという感じがしまし  
て、それが気になっているところがございます。幸いに、中川委員に後を引  
き受けていただき、職務代理者に近藤先生が就任ということでございませ  
ぬので、ぜひお二方の力を得まして、私のやり残したことをなさっていただ  
ければ大変ありがたいなと思います。

ただ、私も委員としての任期はございますので、その任期の期間は一生懸  
命やらさせていただきます。頑張りますので、どうぞよろしくお願いいた  
します。

大変長い間、ありがとうございました。

(拍手)

市川委員長

ほかになければ、定例会は、以上をもちまして閉会にいたします。